

(2) 周波数の使用等に関するリテラシーの向上

【福岡官房長】 それでは、引き続き、本日2件目の議題に入ります。

ここから、須藤先生にかわれまして、東京大学大学院情報学環教授の田中秀幸先生に加わっていただきます。田中先生、どうぞよろしくお願いいたします。

【田中委員】 よろしく申し上げます。

【福岡官房長】 それでは、2件目、周波数の使用等に関するリテラシーの向上の項目につきまして、担当部局から、まず資料に沿って説明をお願いいたします。

【説明者】 電波環境課の杉野と申します。よろしくお願いいたします。

周波数の使用等に関するリテラシーの向上についてでございます。行政事業レビューシートでございますが、事業の目的でございますが、携帯電話の普及であるとか、新しい無線システムの実用化などで電波の利用が非常に広がっているということで、電波を公平かつ能率的に使用していただくということと、それから、電波による健康への影響について、ご心配なく安心して使っていただけるようにということで、わかりやすい形での情報提供を図ることによって、電波の公平かつ能率的な利用の確保と電波の安全性に関する国民のリテラシーの向上を図るのが、事業の目的でございます。

事業の概要でございますが、大きく3つの事業がございます。

1つ目が、電波の人体、あるいは医療機器に与える影響について、説明会の開催、説明資料等の作成、あるいは、さまざまなニーズに応じた情報提供ということで、国民からの問い合わせに対する対応ということをやっていくというもの。

2つ目が、民間ボランティアの方にご協力いただきまして、電波利用に関する情報提供活動、相談・助言等の業務を行って、電波の公平かつ能率的な利用を確保するというもの。

それから、無線LAN等におきましての情報セキュリティを確保するためのセミナー等の普及啓発活動という、3つが大きな活動でございます。

続きまして、それぞれ3つの各施策については、お手元の補足説明資料でご説明させていただきますと思います。

まず最初、表紙をめくっていただきまして、電波の安全性に関するリテラシーの向上に

ついてでございます。こちらの施策につきましては、平成20年の通常国会におきまして、電波法の改正の際に、議員修正により追加されました電波法第103条の2第4項第11号というところがございます「人体等の防護に関するリテラシーの向上のための活動に対する必要な援助」に基づき実施しているものでございます。

大きく分けまして、3つの活動がございます。1つ目が、説明会の開催、これは全国各地で行っております。それから、パンフレットを作成して配布するという。それから、専門家の相談窓口を設けまして、電話でのご相談をお受けするというものでございます。

次のページをめくっていただきまして、こちらのほうに3つの施策を連携させて、うまくサービスの向上を図ることを目的としているものを説明した図でございます。パンフレットでございますが、右下にございますけれども、最新の正確な情報をわかりやすく、広く一般に提供できるようにしようという形で作っております。この中で、電話相談窓口の電話番号のご案内等もさせていただいております。ご心配のある方につきましては、直接お電話をいただいて、専門家の方にその内容をご相談いただけるということで、この電話相談の際には、どのような不安を感じておられるのかといったことを、情報を直接細かく情報聴取するということができるようになっております。その内容につきまして、フィードバックをかける形で、例えば、全国各地で行います説明会の場合に、どういう内容について説明をすればよいのかというようなこと、あるいは、パンフレットの内容について、新しく追加するべきことがないか、わかりにくくなっているところはないかといったようなことについて手当てをしていくということで、連携させて、全体としての品質向上を図るということをやっております。

次のページで、3ページ目でございますが、現状でございますが、電波の安全性について、必ずしも広く知られているというわけではございませんで、漠然とした不安を感じていらっしゃる方が少なからず存在するというところでございます。左側の図にございますけれども、安全性について意識されることがあるという方は3分の1程度で、残りの3分の2程度の方は、意識をふだんしていないということでございます。安全基準を知っていらっしゃるという方も、携帯電話については、やはり3分の1程度の方しかご存じなかったということでございます。そういう中で、例えば、ニュース等で電波の安全性に係る内容について報道がございますと、いろいろとご心配という声が上がったりするのが現状でございます。

若干飛びまして、6ページ目をごらんください。6ページ目、説明会の概要でございま

す。日本各地で説明会を開催しております、専門家の方が科学的根拠に基づいてご説明をいただくということで、対話形式での説明会をやっております。ここには一般の方にご参加いただきますし、地方自治体や、あるいは、各地の事業者のご担当の皆様が、勉強されるためにご参加をされるということもよくあります。それから、各地の特有の事情に応じて、ご心配のあるような場合には、それに応じた内容にて説明会を開催するというようなこともやっております。大体年間で15件程度、各地で開催しております、平均すると100名をちょっと切るぐらいの方にご参加いただいております。

次のページが、開催の効果でございますが、「理解できた」あるいは「ほぼ理解できた」という方が8割ぐらいということで、相当程度の方が、不安が減少したということによっていただいているかと思えます。

8ページ目でございますが、電話相談の窓口でございます。この電話相談につきましては、パンフレットに番号を載せておまして、直接専門の者が電話でご相談に乗るということで、大体年間にしますと、本省と地方局合わせて700件から800件ぐらいの方のご相談をいただいているということで、先ほどもご紹介しましたが、何かしらの事件だとか報道がありますと、それをきっかけに一時的に相談が増加するというようなことが、傾向として見られるところでございます。

9ページ目でございます、こちらのほうがパンフレットでございます、人体への影響に関するパンフレットと医療機器への影響についてのパンフレット、それぞれ別々にご用意しております。この2つにつきましては、紙媒体での配布も行っておりますし、総務省のホームページでも公開させていただいております。

電波の安全性に関するものは、以上でございます。

【説明者】 引き続きまして、2つ目の項目、電波の適正利用に関するリテラシー向上についてご説明申し上げます。

補足説明資料の11ページをごらんください。まず、この事業の目的でございますが、実現していく具体的な内容といたしましては、国民が違法な無線機を誤って購入・使用し、ほかの無線局への混信や妨害を与えないようにすること、また、善意の国民が知らないうちの電波法違反——不法無線局の開設でございますけれども——というようなことにならないようにすることを目的にしまして、電波の適正利用を確保するというものでございます。また、成果目標、アウトカムといたしましては、国民の皆さんからの総務省への混信・妨害等の一般申告の件数を減少させていくということ、アウトカムとして設けておりま

す。

この事業の概要といたしましては、民間ボランティアである電波適正利用推進員の皆さんに、地域に密着したところを生かして、周知啓発活動等を行っていただくものです。電波適正利用推進員の皆さんは、電波の利用に関する知識、経験を有する等、一定の要件を満たす方を、公募等を経て、総務省が委嘱をしているものでございます。

12ページ、13ページ目につきましては、不法無線局の現状についてご紹介しているものでございますので、割愛させていただきます。

14ページをごらんください。本事業の運営管理業務でございますけれども、推進員の活動を効率的・効果的に実施するというを目的に、電波法令に関する知識があること、個人情報保護体制など、一定の要件を満足する団体、企業への請負契約により実施しているところでございます。

15ページをごらんください。活動の例といたしましては、小学生と保護者を対象とした「電波教室」の開催、町内会や地域団体の会合を対象とした周知・相談の実施、電波利用者等を対象とした混信等の相談、地域の各行事における電波相談所の開設や周知・広報の実施等で、平成26年度は約3,900件、約11万人の方への周知啓発活動を実施していただいているところでございます。また、総務省への不法無線局等に対する情報提供もいただいているところでございます。

16ページをごらんください。電波適正利用推進員による活動の特徴でございますけれども、お住まいの近くにおいて夜間・休日等においても活動していただけるということで、地域の皆さんが気軽に参加でき、時間的・経費的にも負担をかけずに、必要な説明を聞いたり、情報入手ができるという点にあると考えております。また、民間ボランティアということで、市民、利用者の立場から、ご自身の経験に基づきわかりやすい説明と対応ができていたという点を考えております。

17ページをごらんください。今年度も、地域の組織や団体等と協力関係を維持しつつ、これまで蓄積していただいている周知啓発に関するノウハウを生かして、地域に根差した周知啓発活動を実施していただいておりますが、事業内容の一部を27年度は改善して、一層効率的な電波適正利用に関するリテラシー向上に努めているというところでございます。

私からの説明は、以上でございます。

【説明者】 情報流通行政局の情報セキュリティ対策室でございます。続きまして、電

波の能率的かつ安全な利用に関するリテラシー向上につきまして、ご説明をさせていただきます。

めくっていただきまして、右下、18ページ目をお願いいたします。こちら、無線LANのセキュリティに関する周知啓発の活動でございます。昨今、スマホでございますとかタブレットの普及に伴いまして、無線LANの利用も拡大しているところでございますが、この無線LANにつきましては、携帯電話のトラフィックを無線LANのほうに、いわゆるオフロードさせることによって、電波の有効利用にもつながるといことが期待されているところでございます。他方で、この無線LANの利用につきましては、一部、セキュリティについて懸念も示されているところでございまして、こういったところで、無線LANの設置者でございますとか、あるいは利用者の方々に、きちっとセキュリティを理解いただくということによって、その普及を促していくということの活動で行っているものでございます。予算につきましては、右下にございますが、平成27年度につきましては、2、300万円を計上しているところでございます。

続きまして、19ページ目でございますが、これは最近の新聞記事を幾つかピックアップしたものでございますけれども、例えば、無線LANの通信路に暗号化がされていないということで、情報が盗み見られるのではないかとといったようなご懸念でございますとか、あるいは、アクセスポイントにおいて適切な暗号が使用されていないということで、不正に利用されるといったようなことが幾つか報道等もされているところでございまして、こうしたところでの社会的な関心の高さがうかがわれるかと考えてございます。

次のページ、20ページ目でございますが、こちらに事業の主な内容を並べてございます。大きく3つの観点から取組を進めてございます。

一番上が、調査事業ということでございまして、これは、例えば、地方公共団体でございますとか、あるいは空港とか、宿泊施設とか、そういったところでの無線LANの設置状況、あるいは、セキュリティの対策の状況、こういったものを調査する。それから、利用者側でのセキュリティに関する認識の度合いというものを調査するといったような活動を行っております。

それから、真ん中でございますが、マニュアルの作成ということでございまして、上記の調査の結果等も踏まえながら、設置者向け、利用者向けに、セキュリティ上、どのようなことに気をつけなければならないかということを中心にまとめたマニュアルを作成いたしまして、配布をいたしたり、あるいは、総務省のホームページ上で公開をしたりという

活動を行っているところでございます。

それから、一番下が、セミナーということでございまして、例えば、昨年度、平成26年度でございますが、地方公共団体において無線LANの設置をしておられる、そういったところのシステムの管理者の方にお集まりいただいて、セキュリティに関する説明会を行ったりですとか、あるいは、一般の方でセキュリティにご関心のある方々に集まっています。無線LAN分野についてのお話をするといったような形で、年間10回ないし12回程度の活動を行っているところでございます。

続く2ページは、参考でございますけれども、例えば、21ページ目につきましては、先ほど申し上げました調査事業につきまして、昨年行いました利用者のセキュリティに関する認識をアンケートで調査したものでございますけれども、こうしたところ、やはり訪日外国人に比べても、日本人のセキュリティに関する意識は低いといったようなアンケート結果が出てまいりましたので、こういったところでも幾つかメディアでも参照されているというところでございます。

それから、一番最後のページでございますが、そこに載っている青と緑のものが、それぞれWi-Fiに関する提供者向け・利用者向けのマニュアルということになってございます。これは先ほども申しましたが、セミナーでの配布、それから、ホームページ上でのダウンロードに加えまして、別途、総務省の別の事業でやっておりますが、自治体が設置する無線LANを普及させるための補助事業というのも行っておるんですが、そういったところでの補助事業者についても、こういったマニュアルを参照するよというということで、周知を呼びかけているという形で活用いただいているというところでございます。

以上でございます。

【福岡官房長】 ありがとうございます。

では、引き続き、事務局のほうから、議論すべき論点につきまして説明してください。

【奈良会計課長】 論点シートペーパー2枚目をごらんください。本事業につきましての論点でございます。

周波数の使用等に関する国民のリテラシーの向上に向けた方法について、より効果的・効率的な方法を検討すべきではないか。特に、電波の安全性に関する説明会及び無線LANセキュリティに関する説明会の開催手法について改善の余地があるのではないか。

限られた予算の中で、電波適正利用推進員の活動をより充実させていく方策はないか。事業の目的に照らして、成果目標は適切なものとなっているか。

以上でございます。

【福岡官房長】 それでは、ご議論をお願いいたします。

【北大路委員】 この事業レビューシートにあるアウトカム、3つありますけど、アウトカムレベルのものはないですね。相談件数、申告件数、アクセス件数と、いずれも、どちらかという、手段レベルの、手段がどれだけ利用されたかというだけの話ですから、結果をあらわすものではないです。ですから、この事業、3種類ありますけれども、全てアウトカムを再設定する必要があると思います。これは質問ではなくて、コメントですから。

質問なんですけど、例えば、最初の事業ですけれども、これは電磁波被害の不安をなくすというような、そういうアウトカムでいいんでしょうかね。国民の間に電磁波被害の不安が少なくなる、そういうようなレベルですね。

【説明者】 はい。

【北大路委員】 それを知りたいんですが。つまり、この事業がどれだけ効果を出しているかを知りたいのですが、いただいた資料の中の、例えば、3ページ目に、携帯電話に関するものがありますが、これは携帯電話についての安全性の意識が、「意識することはある」という人は、不安がないという意味なのか、不安があるという意味なのか、どっちなんですか。

【説明者】 ここにつきましては、必ずしも不安があるかないかというのは、はっきりしないところがあります。

【北大路委員】 わかりました。ありがとうございます。

つまり、アウトカムの今の状況は、まだ把握できていないというふうに思われるんですね。

それで、もう一つ、説明会をされていると。1回100人ぐらいで、2万2,000人ぐらいという、7ページに出てきますけれども、これは、この事業全体の中でかなり重要なツールになっているんでしょうか。

【北大路委員】 国民の不安をなくすという目的のためには、かなり重要な手段と考えていいんでしょうか。

【説明者】 はい。

【北大路委員】 とすれば、やはりこれも調査、参加者アンケートがありますが、その中に、参加者がこの説明会を聞いて不安が減ったかどうかという、これは重要な手がかり

になると思うんですけども。ただ、もともと不安がないというのが58%。上を見ますと、参加者の中で、事業者と行政が半分以上なんですね。事業者と行政が不安を持っていられるようでは困るんで、もともと不安はないんだと思うんですが。だから、当然のことながら、最初から不安はないよという人が6割近くいるという。これ、目的が、不安をなくすための説明会のように見えないんですけど。

【説明者】 7ページ目の円グラフにつきましては、これ、全体で8割というふうに出ていますが、実は、一般の方だけに限った形の数字もとっておりまして、その場合には、75%の方が「理解できた」あるいは「ほぼ理解できた」ということになっています。

それから、不安につきましても、「不安が減った」とおっしゃられた方は、一般の方に限ると4割という状態になっています。説明会へ出ていただいた後にも「不安が残った」、あるいは、説明会を聞いたことによって「逆に不安になった」という方は、一般の方に限ってみると、アンケート結果では8%という数字が出ております。

【北大路委員】 おそらく、これ、事業者さんと行政の方が参加されているということは、不安をなくすということがメインのものだけではなくて、ほかの目的もある説明会なのではないかと思うんですが。一般の方は、100人の中の4割ですね。おそらくこの方たちはなぜ関心があるかという、推測するに、不安があるから来たのではないかなと。であれば、そういう方たちだけのためのアプローチをされたほうが効果的なような気がするんですけども。しかも、100人のうち40人。全国の規模からすると、国民の人数からすると、非常に限られた手段のように見えるんですね。何かその辺のことはお考えになっていらっしゃいますか。

【説明者】 先ほどの話でもご説明しましたが、事業者がいらっしゃるというのは、各事業者の同じようなご相談を担当される窓口の方がほとんどでして、ユーザーの方なり、あるいは一般の方なりから、そういうご心配についての質問が出た場合に受け答えをされる仕事をされている方が大半だというふうに伺っております。そういう方々が、言ってみれば、先ほど申し上げましたように、どういうふうに説明したらいいのか、現状どうなっているかという勉強をされるという目的で来ていらっしゃるということかと思えます。

一方、一般の方につきましては、先生ご指摘のとおり、一般の方に閉じてということでは説明会をということではできればいいのかもしれませんが、広く参加は募っているという状態でございまして、むしろ電話相談なりで一般の方から直接お話を伺っていて、その中でどういうことをご心配なのかということをお聴取しながら、説明会の内容等についてもフィ

ードバックをかけるというようなところで工夫をして、うまくやっていくということを今まではしております。

【北大路委員】 引き続き、時間を取って申しわけありません。

2つ目の違法電波のことなのですが、これは違法に電波を使うというケースの中で、違法であるという認識がなく使ってしまったというケースは、およそどのくらいとお考えでしょうか。

【説明者】 明確な数字まではつかんでいないのでございますけれども、一般的に微弱（無線機器）というものが、シンクタンクの調査によりますと、年間約300万台も売られているということで、おそらくかなりの国民の皆さんがそういうものを無意識に買ってしまわれる可能性が非常に高いということで考えております。

【北大路委員】 実際に違反のケースがどれぐらいの規模であるのか、あるいは、知らずに違反をしてしまっているケースがどのくらいあるのかということの情報がないと、おそらく手を打つのは非常に限られてしまうと思うんですが、それは絶対に調べようがないんですか。例えば、推測できるような、推計をするようなことはできないんですか。

【説明者】 1つの数値といたしましては、不法無線局ということで、我々、実際に不法無線局を運用していた人を確認をして、そういう人たちに対して、非常に悪質であるということで告発している例が、26年度でいきますと215件、悪質さがそこまででもないということで、行政指導という範囲で収めているものが1,465ありまして、総数1,680でございますけれども、それを1つの指標と考えれば、考えることもできるのかなと思っております。

【北大路委員】 今おっしゃった指導にとどまるというのが、おそらく違法性を認識していなかったというふうに考えてよろしいですか。

【説明者】 中には違法性を認識していたものも含まれておりますけれども、それほど悪質ではなかったというものが含まれております。

【北大路委員】 その悪質の基準は、どういう基準でしょうか。

【説明者】 例えば、長時間繰り返し同じようなことをやっていたとか、あるいは、一度過去にやっていたのに繰り返したまやっていると、再犯的なものは悪質度が高いというふうに考えております。

【北大路委員】 なぜこれにこだわっているかというのと、この取組のアウトカムは、違法な電波の使用をなくすことだと思いませんか。しかも、それを知らなくてやってしまう

というのは、防いでいかないと。逆に、わかっているやっていると、これは犯罪と知ってやっているわけですから、それは反社会的なことを平気でやるということですけども、知らないでやるというのは、知らないで犯罪行為をやってしまうわけですよ。それは、おそらくわかっていたらやらなかったかもしれないということですから、アウトカムのレベルで、これがどれだけ進歩しているのか、総務省の取組によってどれだけこの成果が出ているのかということの評価するには非常に重要な情報になるものですから、これがもし捉えられないということになってしまいますと、永久にこの取組の成果がわからないということになりますよね。ですから、ぜひ何かの形で、今のような推計でもよろしいので、分析が必要かと思っています。

【説明者】 今ご指摘いただいた件でございますけれども、一つ一つの指導なり処分をする際には、事実行為を細かく聞き取って判断しておりますので、その中で非常に違法性の認識が薄かったというような分類をすることが可能ですので、そういうことも踏まえて検討していくということにさせていただきたいと思います。

【上村委員】 説明ありがとうございます。

先ほどの北大路先生の話とかぶるコメントですけども、やはり成果指標がちゃんとつくられていないということが一番大きな問題で、成果指標がつかられていなければ、どの事業をどれだけ金額をかけるかというところの優先順位もおそらくついていないんじゃないかと思っているんですけども、どの事業を、どれだけ、積算根拠、どうのように立てられているんでしょうか。

【説明者】 最初の電波の安全性に関するものにつきましては、事業レビューシートの5ページ目でございますが、内訳でございますけれども、電話相談業務の窓口ということで、これが大体1,000万円、それから、リスクコミュニケーションというのは、要は、相談の仕方であるとか、説明会の開催の際にわかりやすくするためのアドバイスをいただくための作業でございますが、それについて400万円。それ以外に、各地方局、11地方局分の合計で、実際に会合を行う際の費用として600万円というような内訳になっています。

【上村委員】 要は、おそらくミクロの積み上げでこの金額だと思うんですけど、じゃ、この3つの大きな事業の中で、どれがリテラシーの向上に効いているのかという認識はありますか。

【説明者】 私どもとしては、一番大きいのは、電話の窓口の相談業務だと思っていま

す。こちらにつきましては、先ほど2ページ目の連携する施策の考え方を示した図でもご説明いたしましたが、直接不安を持っていらっしゃる方とお話をして、どういうことについて不安を感じられているのでしょうかという情報収集をすることができるということで、これをもとにしてフィードバックをかけるということができると考えておきまして、先ほどちょっと説明が飛んでしまいましたが、実は、ここの部分の件数の増加を、一番、私たちとしては直接入手できるデータということで、不安を感じていらっしゃる方の増減をはかるという意味で、ここは今アウトカムに設定しているというようなところでございます。

【上村委員】 この相談件数を減らすのが目的になっているということですね。

【説明者】 はい。

【上村委員】 幾つか説明会とセミナーがあるんですけども、例えば、電波の安全性に関する説明会、それと、無線LANのセキュリティに関する説明会と、あともう一つ、説明会、セミナーがありますよね。周知啓発セミナーがあるのかな。こちらについては、内容は全く違うと。対象者も違うので、統合はできないという認識でいいですか。

【説明者】 それぞれについてご関心のあるテーマが違うかと思えますし、今は別々の形でやるのが一番よいのかなと考えております。

【福岡官房長】 どうぞ。

【楠委員】 最初、細かい話かもしれませんが、レビューシートで言うと、2ページの、これ、もし重複していたらごめんなさい。電波の安全性に関する説明会の費用ということで、単位当たりのコストが、26年度までは大体同じぐらいなんですけど、27年度が3倍近くなっているんですけども、これはどういう背景なのか。

【説明者】 こちらは、26年度までは執行額でございます。27年度は予算額で言っております。実際には、会場を工夫するとかということで、費用をかからないようにして、執行額を抑えているというのが現状でございます。

【楠委員】 そういう工夫ができるのであれば、予算を3倍取るということ自体があんまり意味がないと思うんですけども。

【説明者】 先生ご指摘のとおりのはあるかとは思いますが、現状、実は、各地方局で年1回程度——2回やるところは数カ所あるんですが、回数があまり多くできていないというところもございまして、現状では、11カ所ある地方局で、全てのところで2回やるということで、会場費込みで予算は立てております。ただ、先生ご指摘のとおり、執行と

予算戸の乖離があるというのは、そのとおりかと思えます。

【楠委員】 違う質問ですけれども、ほかの先生も同じような問題意識を持たれると思うんですが、そもそもリテラシーの向上のために、何ををもってリテラシーの向上というのかということなんですけれども、中を読むと、不安の解消というのものもあるでしょうし、あるいは、本当は不安ではなくて、不安はないんだけど、本当は知ってもらいたい知識というものを何とか使いたいという、いろんなニーズがあると思うんですよね。これに対して、どういうふうな効果的な方法をとっているのかということ、出てくるものが、例えば、相談件数とかホームページのアクセス件数とかなんですけれども、不安がある方に対する効果というのは、もちろんそれだけではわからないと思うんですけれども、どのくらい相談したとか、どのくらいアクセスしたかというのは、1つの指標になるかもしれないんですけれども、本当は知らないんだけど知っておいてほしいというふうな知識があった場合に、それが一体どういうふうな観点でリテラシーの向上のアウトカムにできるのかというのは、何らかの形で考えないといけないと思うんですよね。

ですから、実際に関心を持っている人に対するアンケートというものはある程度できるんでしょうけれども、そういう関心を持っていない人をどういうふうに拾っていくのか、あるいは、どういうふうな分析をするのかということ。本当に関心がないから何も見ない、だから知らない、だから危険だというものに対して、どういうふうに改善されていくのか。これに対し、どういうふうな取組というのがあり得るかということについては、いかがでしょうか。

【説明者】 電波の安全性について言いますと、先生ご指摘のような面はあるかと思えます。説明ははしりましたが、実は、法律で、議員立法という形でこの項目が追加された際に、一番最初にご指摘があったのは、電波を使うに当たって心配するようなことがないように、なるべく情報の提供をきちんとしましょうというのが最初の趣旨だったということがございますので、電波を使うに当たって不安を感じられる方が少なくなるようにということが目的の大きな部分を占めるんだらうなということで考えてはおります。

それから、先ほど北大路先生がご質問いただいたときに説明が不十分だったんですが、その意味で言いますと、補足資料の10ページ目の資料をごらんいただきたいんですが、実際の会場に来られた方のアンケートとは別に、電話調査、電話でのアンケートをやっております。この中では、安全性について意識することがあるかないかということで、これについては、「意識することがある」ということが「心配だ」という意味なのかどうかとい

うのは、はっきりはわかりません。ですが、逆に言うと、「意識することはない」ということは、あんまり心配されていないのではないかというようなことも考えられるかとは思っています。

それから、安全基準の認知度についても、同じように電話アンケートの中では調査をしまして、このデータはほぼよくそろっているといったらあれなんでしょうか、例えば、毎年「意識することはない」とおっしゃっている方は、少しずつなんですけど、割合が上がってきているという状態と、それによって、安全基準の認知度の割合も、少しずつですが、上がってきているというような傾向はあるので、ここら辺は同じような並びになっているのかなというような認識はしております。

【福岡官房長】 また引き続きご議論いただきたいと思いますが、そろそろまたシートのほうのご記入をお願いしたいと思います。10分以内ぐらいでまた回収をさせていただきます。よろしくお願いいたします。

では、また引き続きお願いいたします。

【上村委員】 こういう形でアンケートをとられていますが、このアンケートをアウトカムに考えていくということは検討されていなかったですか。

【説明者】 電話調査のアンケートなんですけれども、10ページ目の数字をごらんいただくと、変化が少しずつでして、大きく変化が出るようなものではないというところは、ちょっと悩ましいなと思っているところではございます。ただ、先生ご指摘のように、こういう形でアンケートの値をとるものもあるかとは思っています。

【上村委員】 いや、少しずつ変化しているからとれないというのは、あんまり理由にならないような気がするんですけど、いかがですか。

【説明者】 1つは、この電話調査のアンケート結果をアウトカムにするという考え方はあるとは思っています。

もう一方で、心配はないという方の数を増やそうということも、アウトカムとしてはあるかと考えておまして、後者のほうにつきましては、直接電話の相談窓口での相談件数という形でデータを直接入手することができるので、今まではそちらのほうを使っていたというのが現状でございます。

【上村委員】 この電話調査と、あと説明会でもアンケートをされていますよね。

【説明者】 はい。

【上村委員】 あと、相談も受けておられるということなので、国民のリテラシーに関

する調査というのは、幾つか手段があるんですよね。それをうまく組み合わせてアウトカムをつくっていくことは、1つ考えられるのではないかと思うんですけど、いかがですか。

【説明者】　　そういう形でできるようなものがあれば、うまく使っていきたいとは思っています。現状としては、今まで、そこまでうまくいいものがなかなかつくれなかったというところはあると思います。

【梶川委員】　　今までのお話とちょっと重複しますが、コメントに近いかもしれないんですけど。リテラシーというと非常に範囲が広くて、もちろん、多大な予算を使えば、全体のリテラシーを高めるということは可能だと思うんですけども。例えば、この電波の安全性のお話も、さっき事業者の方とか、行政の方とかまで含めてということで、あと基本的には消費者の方。やはり伝える内容自身も、その対象によっては全然違われると思うんですよね。いろんな階層の方でということになると、内容は絞り切れるのかなという点が何となく疑問なところがありまして。

基本的には、安心だということを伝えたいということであれば、とにかく、そんな細かい話ではなくて、消費者にとってみれば安心なわけですよね。だとすれば、もうそれ1点のお話をどう伝えるかというようなことになるのかなと思いますし、あと事業者の方であれば、安心であることをどう伝えればいいのかという話をしなければいけないことであって、内容のレベル、行政も同じかもしれませんが。

同時に、次の話もちょうと似たところは感じるころがあって、やっぱり電波の不正利用みたいなものは、先ほどもおっしゃっていたように、意識がどのぐらいあるかという方で、フォーカスは本当に意識せずに使われてしまう方なのだとすれば、やっぱりそこは非常に絞り込むお話かなという気と、あと、それは販売規制みたいなものとあわせて行政的には効果を考えていかれる話なのではないかなと。使い方によっては違法性があるものを販売していること自身が、むしろ問題が大きいような気もしまして、売られているのに使い方を考えてくださいというのは、非常に難しい内容を伝えなければいけない話になるかなというようなことで、逆に、その辺の効果性について検討がどんなふうに進められているのかなという気がちょっとするんです。

3番目も同じなんですけれども、その辺、2つ、別々かもしれませんが、お話しいただければ。

【説明者】　　今ご指摘いただいた販売規制の関係でございまして、所管している電波法自体が、電波の利用に関する規制、あるいは、免許というところを扱ってお

りまして、流通に係る規制は総務省のほうで直接所管していないと。しかしながら、非常に重要無線への妨害というものが多発しておりまして、従来から重要無線への妨害を起こしたような機器は、技術基準に不適合ということで、販売あるいは製造している方に対して勧告あるいは公表するという制度をつくっております。

実は、先般、5月に電波法の一部改正を実施しまして、さらにそういう勧告、公表をしても言うことを聞いてくれない方に対しては、総務大臣から、今後、最悪の場合には命令を出せるという形で法律改正をしております。また、あわせて、不適合な機器をつくらないように、あるいは、売らないように、輸入しないようにということで、遵守義務というのを新たに今回の法令改正で設けているところでございます。

一方、それだけではなかなか一般の方に周知しづらいところもございますので、総務省のほうで、資料にもおつけしておりますけれども、無線設備の試買テストということで、非常に疑わしい機器については、市場から総務省が買い取りまして、実際測定をして、微弱という基準に合致していませんよというのをホームページで公表する、あるいは、販売店、製造の方に、要請という形ではございますけれども、当該商品については、基準に合致していないということを要請の形で文書をお送りして、そういうものが流通しないようにという協力をいただいているところです。

あわせまして、各種大手の販売店グループであるとか、インターネットのプロバイダーの方にもそういう情報を提供して、工夫をしているということで、そういうものとあわせまして、推進員の活動により、一般の方にも、こういうものがありますよというのを幅広く周知することで進めていきたいと考えているところでございます。

【説明者】 説明会でございますが、基本的には、一般の方向けの内容にしています。そこに行政であるとか事業者の方が参加されているということにして、中身については一般向けでやっております。

【福岡官房長】 どうぞ。

【田中委員】 それぞれ一つずつお尋ねしたいことがあります。

まず最初に、電波の安全性に関するリテラシー向上の件です。相談窓口の相談件数をアウトカムとしてお考えになっている、その理由についてお尋ねしたいと思います。例えば、これは説明会で、事業者の方などにわかりやすい説明方法を説明して、それによって、それぞれの場所で不安な方にご説明することで、結果的に電話相談が減るということで、アウトカムに考えていらっしゃるのかなと推測したんですが、そのあたりのお考えをお尋ね

したいのが1つ目です。

2番目、電波の適正利用に関するリテラシー向上に関してです。電波適正利用推進員の活動の関係で、予算が随分今年度減り、説明会だとか研修を大幅に減らしていらっしゃると思います。そういう中では、非常に効果的にどうやってその活動を行うようにできるかは、とても大事なことになるのではないかと思います。先ほど北大路先生からのお話で、分析のお話がありましたが、私もそこに興味がありまして、そこでご質問です。一般申告の内容を分析して、それを電波推進活動のほうにフィードバックするようなことは、これまでやっていらっしゃるのでしょうか。というのをお尋ねしたいのが、2点目に関してです。

最後の、W i - F i のセキュリティ関係です。ここの中で紹介されていた調査で、今年3月に発表されたW i - F i 利用に関する調査結果を拝見しました。この中では、W i - F i 利用に関する脅威に対する理解度というのが出ていました。これはとてもいい指標ではないかと思いました。特に日本の観光客の理解度というのは、諸外国からの訪日観光客の理解度と比べて非常に少ないというのがあって、少なくとも諸外国に比べて低いのは非常に問題ではないかと思うんですが、それを上げていくということは、1つアウトカムの指標として考えられるのではないかと思います。このように把握することについてのお考えをお尋ねしたい。

以上、3点です。

【福岡官房長】 ちょっと回答の前に。今書いていただいていると思いますので、事務局のほうから、できた方から回収をさせていただきたいと思います。

【説明者】 1点目でございますが、田中先生ご指摘のとおりでございます。どういう形でというか、具体的に定量的にはなかなかわかりづらいんですけども、全体として連携させた形として、データとして効果を一番あらわしているのが相談件数であろうと考えております。

【説明者】 2点目でございますけれども、細かい意味での分析の説明ということまではしてございませんけれども、研修の会の場合、各地方総合通信局の職員あるいは担当の課長等が出向いて、最新の電波監視に関する動向等を説明して、理解をいただいているというところでございます。

【説明者】 3点目の、無線LANのセキュリティに関するアウトカムでございますが、ご指摘のとおり、今回のアンケート、今回初めて行ったものでございますけれども、こういったものを今後定期的に行うことによって、その動向というものをアウトカムそのもの

にしていくということは考えられるかなと思っております。

【田中】 ありがとうございます。

【福岡官房長】 どうぞ。

【石田委員】 電波適正利用推進員制度の関係でお伺いしたいんですけども、実績としては、全国陸上無線協会さんのほうに1億3,000万ということで実績はなされたということで、5ページ目に書いてございます。

こちらの内訳について、事前の勉強会の関係でご回答いただいた中で、もともと目途額を設定している項目として、活動員さんの実費等が3,600万円で、目途額を設定していない事務局側の運営費と一般経費のほうに9,400万円ということで、あらかた、どちらかというところと一般管理費のほうが多い振り分けになっていると思うんですけども、今年予算に関しては1億円ということなんですけれども、こちらについて、一般競争入札であるということではありますけれども、仕様書において目途額の設定と設定していない項目が、どういうふうな金額の振り分けになるのか教えてください。

【説明者】 ただいまお調べしてご報告いたします。

あと、目途額を設定していない項目でございますけれども、これにつきましても、金額自体は目途額は仕様書の中で設定してございませんが、例えば、周知・広報物の部数であるとか、研修にかかわる資料作成、あるいは、会場の準備等、そういう物理的に仕様書の中で一定程度やる数量は、設定しているものがございます。

【石田委員】 お調べいただいている間に、ちなみに、去年は一般競争入札、何社ぐらい入札があったか教えてください。

【説明者】 2社でございます。

【石田委員】 毎年2社程度なんですか。また、そちらのほうは連続して落札されていらっしゃるのかどうかも教えてください。

【説明者】 現在請負しております団体が、25、26、27の3年間受託しております。その前2年間は、別の民間会社がそれぞれ受託しております。

入札参加は、大体数社というふうに記憶しております。

【石田委員】 お調べいただいている間で、わかる範囲で結構なんですけれども、丸めて1億なり1億3,000万という形の業務委託になると思うんですけども、こちらについて、実際に推進員さんのほうに実額で支払われた金額だとか、あるいは、各事業者さんのほうで一般経費のほうに充当するものとして使われているものというのがあると思いま

すけど、こちらのほうから内部留保が発生しないのかどうかとか、適正に利用されたかどうかということのフォローアップというのはされるんでしょうか。教えてください。

【説明者】 基本的には、内部留保という形での、お金としてのそれは存在しないというふうに、最終的な事業終了後の報告書の中で、事業の実施について確認をしているというところでございます。

あと、一部、周知グッズとか、そういうものについては、残ったものについては全て報告をして、次年度に使えるものは当然繰越しをしているというようなものでございます。

【石田委員】 繰越しが生じるということは、要するに、業務委託しても、その中で使い切らない経費というのがあるというようなことで理解すればよろしいんですかね。

【説明者】 失礼しました。過年度に電波教室というようなところでさまざまな教材として使ったものは、ある程度反復利用できますので、過年度、その団体（業務請負者）が使っていたようなものを、継続して次年度も使うような形にしているというものでございます。

【石田委員】 ちょっと抽象的でわからなかったので教えていただきたいんですけども、要するに、今年度においては、電波適正利用推進員さんの活動をどういう形で充実させていただきたくて、そのためには、単価を下げましたという、予算を抑えましたという方向性はわかるんですけども、逆に、どういう面をどういうふうに充実化させるのに対して、必要十分な予算としてはこれでいいんだというふうになるのか。電波適正利用推進員さんのほうに求めている活動内容と、それに対してどれぐらいの経費を見込んでいるのか。一般管理費ではなくて、直接経費としてどのぐらい見込んでいるのかわかるようでしたら、教えてください。

【説明者】 おおむね比率は、勉強会資料として提出したものとほぼ同程度だと考えておりますけれども。

失礼しました。時間がかかりまして申しわけございません。27年度につきましては、目途額を設定しているほうは2,000万で、目標額を設定していない項目のほうは8,000万になっているということでございます。

【石田委員】 もう一つ、結局、昨年度よりもさらに、目途額を設定している実額のところよりも一般経費的なほうが8：2の割合で、ちょっと減ったようにも見えますけれども、先ほど申し上げたような、どういうことを求め、それに対して必要十分な振り分けなのかということについて、どう考えているのかを教えてください。

【説明者】 削減した部分につきましては、従来、推進員の方に通信費、電話代充当、あるいは郵便代の充当みたいな形での通信費等をお支払いしておりましたけれども、昨今、電話利用、あるいは、ネット利用なんかにつきましては定額制になってきているということで、一般的に新たな負担は生じないのではないかというような形で、そういう経費を削減させていただいたと。

あと、その他資料作成等についても、パソコン等の利用ができるようになったということで、報告物等を従来FAX・郵送等で送っていただいたものを、インターネットを通じて報告できるようにした等で、そういうことの削減によって、活動自体は従来程度を維持しつつ、弁償代としてお支払いする部分は削減できるのではないかという形で考えております。

しかしながら、実際活動をいろいろやっていただくためには、いろんな関係の機関の方と連携をとっていただく必要があるということで、そういう連携の在り方をどう今後やっていくことで、推進活動をより活性化することができるのかというようなことを考えているというところでございます。

【福岡官房長】 シートを出していただきますよう、お願いいたします。

その間、ほかの方々のご意見はございますでしょうか。

【上村委員】 不法無線防止対策で教えていただきたいんですが、これ、無線設備試買テストなので、実際に買いに行くわけですね。この買いに行く場所というのは、都市部なのでしょうが、メインになるんですかね。

【説明者】 まず、参考でおつけしているとおおり、これは本事業そのものではなくて、別の枠組みでやっているものでございます。買うものにつきましては、主要な店もございますし、現状を言いますと、かなりの数がインターネット上による販売というものが多くなっております。

【福岡官房長】 それでは、時間も詰まってまいりましたので、北大路先生のほうから、主なご意見、評価結果案等々につきまして、まずご説明をよろしくお願い申し上げます。

【北大路委員】 評価結果ですが、事業全体の抜本的な改善がお一人、そして、事業内容の一部改善が5名ということで、以上を踏まえまして、本件の評価結果案は、事業内容の一部改善ということにしたいと思いますが、よろしいでしょうか。

実は、先生方のコメントは、一貫してアウトカム指標がわからないことについて、全員の方が言及していらっしゃる。どちらかという、いろいろたくさんお書きになって

いるというよりも、そのことを集中的にお書きになっていらっしゃると思います。

事業そのものの重要性はあり、3つの事業とも大事であるとお書きになっている先生がお一人おいでになりまして、あとの先生方はそれについては言及されていないということで、事業そのものを否定するというようなコメントは全くございません。

ただ、アウトカムが明確でない。リテラシーという言葉が非常に抽象的であるということから、実際の事業の成果が評価されておらず、手段だけを捉えているという状況になっているのだろう。また、その手段についても、国民のリテラシーに関する周知度がわかるような指標がないので、セミナーその他のものでどういう効果が出ているかということもわからないという結果になっているのだということが書いてあります。そして、そのセミナー等も、その手段も、より効果的な利用に対象者を絞る、あるいは、目的を明確にするというようなことが重要であろうというご意見が書かれています。

これらを踏まえまして、全体としてのコメントは、このアウトカムをしっかりとさせるということに集中したいと考えてございまして、ご提案ですが、3事業とも成果の評価がしっかりと行われていないため、ひたすら手段を実施するだけになっている状態になっている。PDCAが機能していないように思われる。適切なアウトカムをより明確に定義し、評価することが必要である、というような内容にしたいと思っておりますが、よろしいでしょうか。

(委員からの発言なし)

ありがとうございます。

【福岡官房長】 それでは、結果も出たようでございますので、それでは、2件目の案件に係る議論をこれで終えたいと思います。

それでは、3件目は、10分ほどいただきまして、3時15分から開始したいと思います。ありがとうございます。